

一 学 校 の き ま り

A 校 内 生 活

〈登 校〉

1. 午前 8 時 25 分までにゆとりを持って登校し、チャイムが鳴るまでに自席に着いている。
特に指示・許可された日以外は 8 時前に登校しない。

2. 登校後は、無断で校外に出ない。

〈チャイム着席〉

3. 学習の準備（特別教室・体育館・運動場への移動をふくむ）はチャイムが鳴るまでに完了し、自席に着く。

〈給（昼）食〉

4. 給（昼）食は自席で食べ、給（昼）食終了のチャイムが鳴るまで席を離れない。生徒会活動に当たる者は事前に申し出る。

〈落とし物〉

5. 落とし物をしたり、見つけたりした場合には先生に届け出る。

〈施設・設備の使用〉

6. 学校の施設・設備を使用するときは、係の先生の許可を得て使用し、あとしまつをきちんとする。もし、それらを破損したときは、すぐに

-9-

貸し出しのルールを守り、周囲の安全に配慮しながら利用する。

B 服 装 ・ 靴

〈服 装〉

服装や髪形は、清潔感があり、入試等の大切な場でも、違和感がないようにするものとする。これらを各自で判断し、日常から実践する。

また、学校生活上の適否を判断して指示をだすこともある。

1. 本校の標準服は次のとおりとする。

- I 型 プレザー（紺・シングル）
ワイシャツ（白）・学校指定のポロシャツ
ズボン（紺・ストレート）
- II 型 プレザー（紺・シングル）
ブラウス・ワイシャツ（白）・学校指定のポロシャツ
布ベスト（紺・シングル）
スカート（紺・はこひだ付き）

※ベルト 黒・紺・茶とする。

※靴下 安全面を考慮し、くるぶしが隠れる長さのものとする。

2. 校章を所定の位置（左襟）につける。

3. 季節に応じた服装

衣がえ期間は設けない。

季節や気温等に応じて各自で判断し、標準服

-13-

担任と係の先生に申し出る。

〈生活時程〉

7. 毎日の生活時程は次に示すとおりである。

時 程 表

50 分 時 程		
	6 時間の日	5 時間の日
開 門	8 : 00	8 : 00
職員朝会	8 : 15～	8 : 15～
当欠職員/部活動	8 : 25～8 : 35	8 : 25～8 : 35
学活(朝の会)	8 : 35～	8 : 35～
1	8 : 45～9 : 35	8 : 45～9 : 35
2	9 : 45～10 : 35	9 : 45～10 : 35
3	10 : 45～11 : 35	10 : 45～11 : 35
4	11 : 45～12 : 35	11 : 45～12 : 35
給 食	12 : 35～13 : 05	12 : 35～13 : 05
昼 休 み	13 : 05～13 : 25	13 : 05～13 : 25
5	13 : 30～14 : 20	13 : 30～14 : 20
6	14 : 30～15 : 20	
学活(午の会)	15 : 20～15 : 30	14 : 20～14 : 30
清 掃	15 : 30～15 : 40	14 : 30～14 : 40
一般下校	15 : 50	14 : 50
最終下校 (部活等)	17 : 35	16 : 35

-10-

を着用する。

※防寒のための服装着用上の注意

- ① セーターをプレザーの下に着用してもよい。(カーディガンでもよいが、プレザーの下に着用できる大きさのものとし、そでやすそが過度に出ないものとする。)
- ② 色については特に指定しないが、服装の基準の原則を守り、各自で判断する。
- ③ コート類は、標準服や体育着にあったものとし、学校の環境等も考え、各自で判断するものとする。

◎服装に関しては、場に応じた服装・着こなしを考えて着用する。学校生活上の適否を判断して指示を出すこともあります。

〈 靴 〉

4. 靴は、下記のようにする。

- 1 通学用……運動靴（体育時にも使用できるもの）とする。
- 2 校舎内……学校指定の体育館との兼用ばきを使用する。

C 所 持 品

〈記 名〉

1. 所持品にはすべて学年・組・氏名を書く。

〈金銭・貴重品〉

2. 必要以外のお金や貴重品は持ってこない。

-14-

45 分 時 程		
	6 時間の日	5 時間の日
開 門	8 : 00	8 : 00
職員朝会	8 : 15～	8 : 15～
当欠職員/部活動	8 : 25～8 : 35	8 : 25～8 : 35
学活(朝の会)	8 : 35～	8 : 35～
1	8 : 45～9 : 30	8 : 45～9 : 30
2	9 : 40～10 : 25	9 : 40～10 : 25
3	10 : 35～11 : 20	10 : 35～11 : 20
4	11 : 30～12 : 15	11 : 30～12 : 15
給 食	12 : 15～12 : 45	12 : 15～12 : 45
昼 休 み	12 : 45～13 : 05	12 : 45～13 : 05
5	13 : 10～13 : 55	13 : 10～13 : 55
6	14 : 05～14 : 50	
学活(午の会)	14 : 50～15 : 00	13 : 55～14 : 05
清 掃	15 : 00～15 : 10	14 : 05～14 : 15
一般下校	15 : 20	14 : 25
最終下校 (部活等)	17 : 05	16 : 10

☆上記以外の「特別時程」のときには、その都度指示を出す。

-11-

やむを得ず持ってきた場合は、朝のうちに担任または学年の先生や部活動の顧問の先生に預ける。

〈生徒手帳〉

3. 生徒手帳は毎日持ってくる。

〈持参禁止〉

4. 学習に関係のない物を持ってこない。

〈学習用タブレット端末〉

5. 家庭で十分に充電をして持参する。貸し借りはせず、丁寧に扱う。(故障、破損した場合は速やかに担任または学年の先生に申し出る。)
6. 充電を忘れてしまい、どうしても学習に必要な場合は、職員室前の専用用紙に記入し、所属学年の先生に依頼をする。(混雑時など状況により受付できない場合がある)

D 通 学

〈登下校と安全〉

1. 緊急の場合を除き、通常の通学路を守る。
2. 自転車通学は、交通事故防止の上から認めない。
3. 登下校の途中で寄り道、買い物などをしない。
4. 「再登校」は教員の指示や許可のあった時のみ安全に留意しながら行う。

-15-

8. 下校時刻は次に示すとおりである。

時 程	一般生徒	諸活動
6 時間授業 (50分)	15 : 50	17 : 35
6 時間授業 (45分)	15 : 20	17 : 05
5 時間授業 (50分)	14 : 50	16 : 35
5 時間授業 (45分)	14 : 25	16 : 10
定期考査期間	試験終了から 30分後	原則なし

・注 1. 下校時刻以後に学級活動などをする場合は、1 時間程度までを目安とし、先生の許可を得てから行う。

・注 2. 上記以外の特別な時程の時は、当日、下校時刻を指示する。

9. 下校後は、やむを得ない用事でない限り学校へこない。

〈定期試験と諸活動〉

10. 定期試験 1 週間前から試験終了時まで職員室、印刷室への入室を制限する。この間、生徒会活動・学級活動・部活動は原則中止とする。

〈学級での生活〉

11. 他の教室などに無断で入らない。

〈安 全〉

12. 休み時間など、校庭で使用する遊具は、安全管理上、生徒会で貸し出したものを使用する。

-12-